

改正

平成16年3月30日多摩市告示第77号
平成17年6月14日多摩市告示第262号
平成19年3月30日多摩市告示第145号
平成27年3月31日多摩市告示第99号
平成30年3月30日多摩市告示第147号
令和2年3月31日多摩市告示第126号
令和5年3月31日多摩市告示第142号

多摩市自主防災組織用防災用品及び助成金交付要綱

多摩市自主防災組織用防災用品及び助成金交付要綱（昭和58年多摩市告示第82号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条—第2条）
- 第2章 防災用品（第3条—第8条）
- 第3章 助成金（第9条—第27条）
- 第4章 雑則（第28条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要綱は、地域住民が結成した自主防災組織等に対し、防災用品又は助成金（以下「防災用品等」という。）を交付することにより、地域における防災態勢の充実と自主防災活動を促進し、もって地域防災力の向上を図ることを目的とする。

（防災用品等の交付及び交付対象）

第2条 多摩市長（以下「市長」という。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものに対し、防災用品等を交付するものとする。

- （1） 防災用品 100以上の世帯で構成された自主防災組織で、その構成及び任務が別表第1を基準として整備されているもの（地域的条件により自主防災組織の結成が困難な場合において、地域住民により防災活動を行う団体として市長が認めるものを含む。以下「防災組織」という。）
 - （2） 助成金 防災組織又は災害時における地域相互の連携を図るために複数の防災組織により設立された防災連絡協議会（その設立等に関して市長と協定を締結したものに限る。以下「協議会」という。）
- 2 防災用品等の交付を受けようとする防災組織は、自主防災組織結成届（第1号様式）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- （1） 定款（規約）
- （2） 役員名簿
- （3） 組織図
- （4） 組織区域図
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

第2章 防災用品

（防災用品の交付額）

第3条 防災用品の交付は、予算に定める額の範囲内で行う。

（防災用品の種類及び交付の上限）

第4条 防災用品の種類は、別表第2のとおりとする。

- 2 市長は、防災用品の種類ごとに点数を別に定めるものとし、その合計が1,000点を超えない範囲で防災用品の交付を行うものとする。
- 3 防災用品の交付は、1の防災組織につき1回に限る。
（防災用品の交付申請）

第5条 防災用品の交付を受けようとするものは、防災用品交付申請書（第2号様式）により、市長に申請しなければならない。

（防災用品の交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による防災用品の交付の申請があったときは、第2条に規定する自主防災組織結成届が提出されていることを確認し、防災用品を交付することが適当であると認めるときは速やかに防災用品の交付を決定し、防災用品交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知し、防災用品を交付することが適当でないと認めるときは速やかに防災用品の不交付を決定し、当該不交付の理由を付して、防災用品不交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（防災用品の引渡し等）

第7条 防災用品の引渡しは、自主防災組織結成届の受付日より次に掲げるものとする。

（1） 4月1日から翌年1月31日までに受け付けしたものは、受付日の属する年度内とする。

（2） 2月1日から3月31日までに受け付けしたものは、翌年度の早い時期とする。

2 防災用品を受領した防災組織の代表者は、防災用品受領書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（防災用品の管理）

第8条 防災組織の代表者は、善良な注意をもって防災用品を維持管理するものとする。

2 前項の維持管理に要する費用は、当該防災組織において負担するものとする。

第3章 助成金

（助成事業）

第9条 この助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、防災態勢の充実を目的として行う防災関係事業で、次に掲げるものとする。ただし、第1号に掲げる事業にあっては自主防災組織結成届を提出した日の属する年度の翌々年度の末日までに行うものとし、第2号に掲げる事業にあっては第11条の規定により最初に助成金の交付の申請を行った日の属する年度の翌々年度の末日までに行うものとする。

（1） 防災組織が行う防災用品の充実又は防災のための各種訓練実施事業

（2） 防災組織が行う多摩市災害時要援護者避難支援計画に基づく災害時要援護者避難支援個別計画策定事業

（3） 協議会又は複数の防災組織が防災組織相互の応援協力体制の向上を図るために行う合同訓練実施事業

（助成対象経費）

第10条 この助成金の交付の対象となる経費は、次のとおりとする。

（1） 防災組織が行う防災用品充実に必要な消耗品、備品、修繕費、役務費等

（2） 防災組織が行う各種訓練に必要な消耗品、印刷製本費、通信費、研修費、原材料費、役務費、備品費、燃料費、賃借料及び会場使用料

（3） 防災組織が行う災害時要援護者避難支援個別計画の策定に必要な消耗品、印刷製本費、通信費等

（4） 協議会又は複数の防災組織が行う合同訓練に必要な消耗品、印刷製本費、通信費、研修費、原材料費、役務費、備品費、燃料費、賃借料及び会場使用料

（助成金の交付額）

第10条の2 助成金の交付は、1の防災組織又は協議会につき、第9条に掲げる事業ごとに、5万円（同条第3号に掲げる事業のうち、複数の防災組織が行うものにあつては3万円）を上限として予算の範囲内で行う。

（助成金の交付申請）

第11条 この助成金の交付を受けようとするものは、自主防災組織等助成金交付申請・前金払申請書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、別に定める期日（協議会が行う合同訓練実施事業に係る助成金にあっては、訓練実施日の2月前）までに、市長に申請しなければならない。

（1） 事業計画書

（2） 収入支出予算書

- (3) 助成事業の効果説明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(助成金の交付決定)

第12条 市長は、前条の規定による助成金の交付の申請があったときは、第9条に規定する助成事業及び第10条に規定する助成対象経費に適合しているかどうか内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認めるときは速やかに助成金の交付を決定し、自主防災組織等助成金交付決定・前金払決定通知書(第7号様式)により申請者に通知し、助成金を交付することが適当でないとき速やかに助成金の不交付を決定し、当該不交付の理由を付して、自主防災組織等助成金不交付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による助成金の交付決定又は不交付決定を自主防災組織等助成金交付申請・前金払申請書を受けた日の翌日から起算して60日以内に行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による助成金の交付決定に当たって、必要と認める条件を付することができる。
(前金払)

第13条 市長は、前金払することが適当であると認めるときは、前条の規定による助成金の交付決定額の全部又は一部を前金払することができる。

2 助成金の前金払を受けようとするものは自主防災組織等助成金交付申請・前金払申請書に、理由書を添えて、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による助成金の前金払の申請を受けた場合において、当該前金払をすることが適当であると認めるときは、当該前金払の額を決定し、自主防災組織等助成金交付決定・前金払決定通知書により申請者に通知するものとする。

(申請の撤回)

第14条 第12条第1項の規定による助成金の交付決定通知を受けたもの(以下「被交付決定者」という。)は、助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に異議のあるときは自主防災組織等助成金交付決定・前金払決定通知書を受けた日の翌日から起算して14日以内に申請の撤回をすることができる。

(助成金の請求)

第15条 助成金の交付を受けようとする被交付決定者は、自主防災組織等助成金交付請求書(第9号様式)により市長に請求しなければならない。

(助成金の交付)

第16条 市長は、前条の規定による請求を受けたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(事故報告等)

第17条 被交付決定者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の続行が困難となった場合には、速やかにその理由その他必要な事項を、書面により市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第18条 市長は、助成事業の円滑かつ適正な執行を図るため必要があると認めるときは、被交付決定者に対し、補助事業の続行の状況に関し、報告させることができる。

(助成事業の遂行命令)

第19条 市長は、前条の規定により被交付決定者が提出する報告及び地方自治法(昭和22年法律第67号)第221条第2項の規定による調査等により、助成事業が助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、被交付決定者に対し、これらに従って助成事業を遂行するよう命じることができる。

(実績報告)

第20条 被交付決定者は、助成事業が完了したとき又は助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、速やかに、自主防災組織等助成事業実績報告書(第10号様式)に、次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績報告書
- (2) 収入支出決算書

- (3) 助成事業の成果説明書
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(額の確定等)

第21条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しているかどうかを調査し、その内容が適正と認めるときは、助成金の額を確定し、自主防災組織等助成金交付額確定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

- 2 前項で定める助成金の額は、第12条の規定による助成金交付決定額を上限とする。
- 3 市長は、第1項の規定により確定した助成金の額に前金払した額が満たないときは、被交付決定者から自主防災組織等助成金追加交付請求書（第12号様式）を受けることにより、その差額を追加支給するものとする。
- 4 市長は、第1項の規定により確定した助成金の額を超えて前金払額が交付されているときは、被交付決定者に対して、その差額を請求しなければならない。

(交付決定の取消し)

第22条 市長は、被交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、この要綱の規定に違反したとき。

(助成金の返還)

第23条 市長は、前条の規定による助成金の交付決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、別に期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(違約加算金及び延滞金)

第24条 市長は、第22条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、前条の規定による助成金の返還を命じたときは、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を、被交付決定者に納付させることができる。

- 2 市長は、被交付決定者に助成金の返還を命じた場合において、被交付決定者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させることができる。

(違約加算金の計算)

第25条 助成金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する助成金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命ぜられた額に達するまで順次遡りそれぞれの受領の日において受領したものとする。

- 2 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、被交付決定者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第26条 第24条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(関係書類の整理等)

第27条 被交付決定者は、助成事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を助成金の交付に係る会計年度終了後5年間保

管しておかなければならない。

第4章 雑則

(補則)

第28条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第21条第3項の規定は、同年5月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成16年多摩市告示第77号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年多摩市告示第262号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (平成19年多摩市告示第145号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年多摩市告示第99号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年多摩市告示第147号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年多摩市告示第126号)

この要綱は、公示の日から施行する。

附 則 (令和5年多摩市告示第142号)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

自主防災組織の構成及び任務

(1) 構成

	副会長	広報部	部長、副部長、部員
会長	会計	予防部	部長、副部長、部員
	監査	防火部	部長、副部長、部員
		調達部	部長、副部長、部員

(2) 任務

広報部	平常時	回覧板等による広報及び映画会、説明会等を開催するなど防災意識の向上を図る。
	非常時	的確な情報を把握し、会長及び防災組織全域に情報を伝達する。
予防部	平常時	防災組織区域内の防災点検を行い危険箇所のチェックをし、その改善を行い各部と協力し震災訓練等を実施する。
	非常時	避難誘導活動に当たるとともに住民への救援物資の配分に対し協力活動を行う。
防火部	平常時	初期消火訓練等を行い、消火器などの使用方法の習熟を図る。
	非常時	初期消火に全力を尽くすとともに救助に当たる。
調達部	平常時	必要な資器材を調達し、保守管理を行うほか、家庭に防災用品の斡旋を行う。
	非常時	負傷者に対する応急手当、非常食糧の炊き出しに対する協

力活動を行う。

別表第2（第4条関係）

（1） 防災組織結成初年度に助成する防災用品

品名
ヘルメット
メガホン
懐中電灯
のぼり旗（注1）
ロープ
消火器
担架
トランジスタメガホン
毛布
物置（注2）
バール
のこぎり
つるはし
スコップ
FM付ラジオ
非常用発電機
小型蓄電池
ソーラーパネル
USB充電器
充電用ケーブル
リヤカー
車いす
ガソリン携行缶
ガソリン缶詰
救急箱セット

注1 第4条第2項に規定する点数の範囲の対象としないものとし、新規に結成した全ての自主防災組織に交付する。

注2 原則1棟とする。ただし、設置場所等の状況により物置を指定し、数量の上限を設定する場合がある。

（2） 防災組織結成翌年度以降に助成する防災用品

市長が特に必要と認めた防災用品

注 原則1棟とする。ただし、設置場所等の状況により物置を指定し、数量の上限を設定する場合がある。

第1号様式（第2条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第6条関係）

第5号様式（第7条関係）

第6号様式（第11条、第13条関係）

第7号様式（第12条、第13条関係）

第8号様式（第12条関係）

第9号様式（第15条関係）

第10号様式（第20条関係）

第11号様式（第21条関係）

第12号様式（第21条関係）